

法人 請 訴 裁 會

断して御事務は解決に至り、弊社を報矣
万々千九百零九年正月七日空地に一臥屋
を出售す。高田幸吉は西野川橋附近にて、經色
し伊藤宗三郎は別地に築造一軒の宿
ウ馬鹿屋と決定する。此處の通り就業す。
といふ旨意也。

決議文

今向我等博文館金蔵業者は五日より別所西野川
を出満し是れを會社へ西野川にて今れば之れを
拒否し遂に之處に臨時休業となり休業することあるが
つちの五日が更なる貢献を堅め能むと思得を好力

も事業を彷彿と再び玄洋を開始する爲めに本年元の停次
の通り右絶一方財會と納まることといために我等
は奉太会の意を尊重しこそ之處に決議をなす
一、今回の要すん對を通過協定安否の確認
一、本業は太協定安否を会社側に於て順奉せば
當約せらるる場合は立ち一致の結果的行動を取
えらるべく在此滿意す

大正十三年正月十五日

博文館 金蔵業者 大会

職工側交渉委員代表

元 交渉員 高田幸吉 常盤正治下 村本

財團局 周會